2026 年 10 月改訂　『本支管指針(維持管理編)』(JGA 指-203-25) 新旧対照表（抜粋）

新旧対照表（2026 年 10 月）
「本支管指針（維持管理編）2026 年 3 月発行」
一般社団法人　日本ガス協会

現行版	改訂案	改訂理由
第 5 章　整圧器等の管理 **5.1　一般的事項** (1)　整圧器等の機能を正常に保つため、定期的に巡視・点検及び分解点検を行う*1。 (2)　整圧器の運転操作は、保安規程に基づき定めた「運転操作要領」に従い行う*2。 (3)　整圧器室内で作業する場合は、換気等の措置を行い安全に留意する*3。 (4)　巡視・点検及び分解点検等の結果は、必要な事項を記録し保存する*4。 **【関連条項】** 法　第52条　(熱量等の測定義務) 法　第64条　(保安規程) 労働安全衛生規則　第261条～第291条　(通風等による爆発又は火災の防止他) 酸素欠乏症等防止規則　第５条～第23条の二　(換気他) **【解　　説】** ＊1 (1)　整圧器等とは、以下の設備をいう。 (a)　整圧器 整圧機能に不可欠な装置全体をさす。 (整圧器本体、制御用配管、補助整圧器、レイノルド式整圧器のオキジャリーボール等) (b)　附属装置 遮断装置、不純物除去装置、バイパス装置（短絡管）、圧力計、圧力上昇防止装置、設定圧力コントローラ等。 (c)　保安のための設備 耐震用支持固定のための設備、浸水防止措置のための設備、凍結防止措置のための設備、防音措置のための設備、整圧器室、防護柱、防護壁等。 (2)　整圧器は需要家に安定した状態でガスを供給するための減圧装置であり、一次側圧力又は需要量の変動があっても二次側圧力を所定の範囲に保持する機能が要求される。 整圧機能が不調になると、二次側圧力の異常上昇、異常低下又は急激な変動（あおり）を起こして、供給支障の原因となる上、影響が広範囲にわたる。 このように重要なガス供給施設である整圧器の機能を維持し、不調を未然に防止するために以下の点検を行う。 (以下、省略)	**第 5 章　整圧器等の管理** **5.1　一般的事項** (1)　整圧器等の機能を正常に保つため、定期的に巡視・点検及び分解点検を行う*1。 (2)　整圧器の運転操作は、保安規程に基づき定めた「運転操作要領」に従い行う*2。 (3)　整圧器室内で作業する場合は、換気等の措置を行い安全に留意する*3。 (4)　巡視・点検及び分解点検等の結果は、必要な事項を記録し保存する*4。 **【関連条項】** 法　第52条　(熱量等の測定義務) 法　第64条　(保安規程) 労働安全衛生規則　第261条～第291条　(通風等による爆発又は火災の防止他) 酸素欠乏症等防止規則　第５条～第23条の二　(換気他) **【解　　説】** ＊1 (1)　整圧器等とは、以下の設備をいう。 (a)　整圧器 整圧機能に不可欠な装置全体をさす。 (整圧器本体、制御用配管、補助整圧器、レイノルド式整圧器のオキジャリーボール等) (b)　附属装置 遮断装置、不純物除去装置、バイパス装置（短絡管）、圧力計、圧力上昇防止装置、設定圧力コントローラ等。 (c)　保安のための設備 耐震用支持固定のための設備、浸水防止措置のための設備、凍結防止措置のための設備、防音措置のための設備、整圧器室、防護柱、防護壁等。 (2)　整圧器は需要家に安定した状態でガスを供給するための減圧装置であり、一次側圧力又は需要量の変動があっても二次側圧力を所定の範囲に保持する機能が要求される。 整圧機能が不調になると、二次側圧力の異常上昇、異常低下又は急激な変動（あおり）を起こして、供給支障の原因となる上、影響が広範囲にわたる<u>ため、日本ガス協会「本支管指針（設計編）第４章 整圧器」を参照のうえ、必要な措置を検討すること。</u> このように重要なガス供給施設である整圧器の機能を維持し、不調を未然に防止するために以下の点検を行う。 (以下、省略)	維持管理時の注意点を追記

現行版	改訂案	改訂理由
第 11 章　　供給支障の復旧	**第 11 章　　供給支障の復旧**	
11.1　一般的事項	**11.1　一般的事項**	
（1）　供給支障が発生した場合は、速やかに現場状況を把握し、保安のための措置を講ずるとともに、原因の調査及び修理等を行い、速やかに正常な供給状態に復旧する＊1。 （2）　需要家からの通報等により供給支障が広範囲に生じると予想される場合には、必要な社内体制・社外応援体制を速やかに確立する＊2。	（1）　供給支障が発生した場合は、速やかに現場状況を把握し、保安のための措置を講ずるとともに、原因の調査及び修理等を行い、速やかに正常な供給状態に復旧する＊1。 （2）　需要家からの通報等により供給支障が広範囲に生じると予想される場合には、必要な社内体制・社外応援体制を速やかに確立する＊2。	
【関連条項】 法　第47条　（託送供給義務等） 法　第48条　（託送供給約款） 法　第64条　（保安規程）	**【関連条項】** 法　第47条　（託送供給義務等） 法　第48条　（託送供給約款） 法　第64条　（保安規程）	
【解　　説】 ＊1（1）　需要家へのガスの供給が停止し、又はガス栓での圧力が託送供給約款等に定められた範囲から逸脱して、需要家へ正常なガスの供給ができなくなる状態を供給支障という。供給支障の原因としては以下の事項が考えられる。 (a) 地下水等の浸水＊＊1 (b) サンドブラスト＊＊2 (c) 自然災害 (d) 他工事、自社工事 (e) 整圧器の故障 (f) ダストの飛散＊＊3	**【解　　説】** ＊1（1）　需要家へのガスの供給が停止し、又はガス栓での圧力が託送供給約款等に定められた範囲から逸脱して、需要家へ正常なガスの供給ができなくなる状態を供給支障という。供給支障の原因としては以下の事項が考えられる。 (a) 地下水等の浸水＊＊1 (b) サンドブラスト＊＊2 (c) 自然災害 (d) 他工事、自社工事 (e) 整圧器の故障＊＊3 (f) ダストの飛散＊＊4	番号の変更
（省略）	（省略）	
【参　　考】 ＊＊1　地下水等の浸水については、濁り水が採水できる場合が多く、降雨後に採水量が多くなる場合がある。 ＊＊2　サンドブラストが想定される場合には、供給支障範囲が拡大する懸念が大きい。水道事業者に協力を依頼し、早期に水浸入箇所の発見と本支管内への水の浸入防止する必要がある。また、遊離塩素の検知にてサンドブラストが原因であるか判定できる。 ＊＊3　本支管内のガスの流れの向きが逆転、又は流速が大幅に増加すると、本支管内に付着したダストが飛散する。これらのダストは通常バウダー状の微粒子で、本支管から供内管	**【参　　考】** ＊＊1　地下水等の浸水については、濁り水が採水できる場合が多く、降雨後に採水量が多くなる場合がある。 ＊＊2　サンドブラストが想定される場合には、供給支障範囲が拡大する懸念が大きい。水道事業者に協力を依頼し、早期に水浸入箇所の発見と本支管内への水の浸入防止する必要がある。また、遊離塩素の検知にてサンドブラストが原因であるか判定できる。 ＊＊3　整圧器刃先への異物噛み込みによる閉塞不良等によって二次側圧力が緩やかに上昇する場合には、設計編 4.5.4に示す措置方法が有効である。 ＊＊4　本支管内のガスの流れの向きが逆転、又は流速が大幅に増加すると、本支管内に付着したダストが飛散する。これらのダストは通常バウダー状の微粒子で、本支管から供内管	維持管理時の注意点を追記 番号の変更

現行版	改訂案	改訂理由
を通って需要家の消費機器まで達し、パイロットバーナーの詰まり又は燃焼異常を引き起こす。このため、本支管内のガスの流れの向きが逆転、又は流速が大幅に増加する場合は、本支管内のダストの飛散の可能性について十分検討し、事前に必要な対策を講ずる。ダストの飛散を防止するために、ダストが付着していると予想される路線のうち本支管内のガスの流れの方向が逆転、又は流速が大幅に増加する路線を抽出する。これらの路線に対して本支管内ピグクリーニングの実施、関連する需要家へのメーターバイパス設置、又はフィルター捕集装置設置等が一般的に行われている。 （以下、省略）	を通って需要家の消費機器まで達し、パイロットバーナーの詰まり又は燃焼異常を引き起こす。このため、本支管内のガスの流れの向きが逆転、又は流速が大幅に増加する場合は、本支管内のダストの飛散の可能性について十分検討し、事前に必要な対策を講ずる。ダストの飛散を防止するために、ダストが付着していると予想される路線のうち本支管内のガスの流れの方向が逆転、又は流速が大幅に増加する路線を抽出する。これらの路線に対して本支管内ピグクリーニングの実施、関連する需要家へのメーターバイパス設置、又はフィルター捕集装置設置等が一般的に行われている。 （以下、省略）	